

3つの方針策定のための全学的な基本方針

1. 3つの方針の定義

- 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、本学設置の目的、ビジョン、教育目標および学部・学科等の人材の養成に関する目的に基づき、「どのような力を身につけた者に卒業（修了）を認定し、学位を授与するのか」を定める基本的な方針であり、学修において学生が達成すべき目標を示すものとする。
- 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成のために、「どのような教育課程を編成し、どのような内容をどのような方法で教育し、その学修成果をどのように評価するのか」を定める基本的な方針とする。
- 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育内容等を踏まえ、「どのように入学者を受け入れるか」を定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める資質や学習成果を示すものとする。

2. 3つの方針の策定単位

3つの方針は、原則として学位プログラムごとに策定するものとする。従って、学部においては各学科、研究科においては各専攻、学部等連係課程実施基本組織においてはその単位で策定する。各学科あるいは専攻に複数の学位プログラムがあってそれが種類の異なる学位を授与している場合は、学位プログラムごとに個別に策定する。

3. 3つの方針の策定にあたっての留意事項

- 各学位プログラムの特性を踏まえ、3つの方針を一貫性・整合性あるものとして策定する。
- 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生の学修の目標（達成すべき成果）として、「学修者本位」の教育を実現するための基盤として役立つよう、以下を要件として策定する。
 - (1)本学設置の目的、ビジョン、教育目標および学部・学科等の人材の養成に関する目的に基づいて定めていること。
 - (2)学生が修得すべき資質・能力を示していること。
 - (3)「何を学び、身につけたのか」の観点から、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し学位を授与するのかを示していること。
 - (4)次の5項目から構成され、その意義を踏まえるとともに当該学位にふさわしい学修の目標を示していること。

①課題発見・解決

当該学位プログラムの学びに即して、「実践的かつ体験的な学びを通じて知識・技能を能動的に修得して、多様な実践の場で自ら課題を発見し、それを解決することができる」という学修目標に言及していること。

②思考・判断

当該学位プログラムの学びに即して、「国際化に対応する幅広い視野と多様性を受け入れる創造的思考力及び判断力を修得して、地域社会の発展に寄与しながら、国際社会の発展にも貢献することができる」という学修目標に言及していること。

③関心・意欲・態度

当該学位プログラムの学びに即して、「学生同士並びに教職員との人格接触を伴う学修を通じ、自己を律するとともに自己を確立し、自らの目標を明確に定め、社会に貢献することができる」という学修目標に言及していること。

④知識・理解・表現

当該学位プログラムの学びに即して、「多様な価値観を受け入れができる自立した市民に相応しい幅広い教養を修め、社会的倫理に従って自己を律しながら、多様なコミュニケーションの方法を用いて、修得した教養を社会のために役立てられる」という学修目標に言及していること。

⑤技術・技能

当該学位プログラムの学びに即して、「国内外の社会に専門的技術・技能を以て貢献しうる証として種々の資格を取得している。あるいは、資格化されていないが社会に貢献しうる技術・技能を、又はそのような技術・技能の基礎を成す資質を修得している」という学修目標に言及していること。

○教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との適切な連関性をもって策定するとともに、体系的な教育課程の編成および実施の観点から、以下を要件として策定する。

- (1)教育課程の体系と教育内容とを、順次性に配慮して明確かつ具体的に示していること。
- (2)教育課程を構成する授業科目区分や授業形態等を、明確かつ具体的に示していること。
- (3)学修成果の評価方法を、明確かつ具体的に示していること。
- (4)上記(1)～(3)を「教育課程編成の考え方」、「教育方法の考え方」、「評価方法の考え方」の3項目に分けて記載していること。

○入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との一貫性・整合性をもって、かつ以下を要件として策定する。

- (1)学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多

様な人々と協働して学ぶ態度」)を踏まえ、入学者に求める入学前の学習歴、学力水準、能力、態度等を示していること。

(2)上記(1)の学習歴、学力水準、能力、態度等をどのように評価するかを示していること。

4. 3つの方針の改定の手続き

3つの方針は、「学生の入学から卒業までを見通して、教育の計画・設計、実施・運用、成果の評価・検証、改善・改革を遂行するための指針」として機能することが期待されるが、3つの方針の策定主体である学位プログラムにおける自己点検・評価を通じて3つの方針自体に改善すべき点が見出された場合は、当該学位プログラムが主導して3つの方針を改定することができる。

また、明星大学内部質保証推進委員会は、自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証の結果、改善の必要があると認めた場合には、3つの方針の改善方法を検討し、これを学長に提案する(明星大学における内部質保証に関する規程、第5条)。学長は、この提案を是とした場合、当該学位プログラムに改定を指示し、学位プログラムではその改定を遂行する。

以上

2022年度第1回大学評議会(2022年5月26日)決定